

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和3年度 神戸市交通局 例規集例規データ更新等 業務	R3. 4. 1	株式会社ぎょう せい関西支社	2,134,000 (予定額)	例規データベース更新等業務の委託先は、法制執務に関する知識や経験と業務を遂行するために必要な体制を備えていることが必要である。 また、本件業務は同一社に継続して委託することが効率的であることを勘案し、5年毎に見積り合わせを実施している。平成30年度に見積合せを実施した結果、平成30年度以降 左記事業者に業務委託している。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0103)
神戸市交通局公金集金業務	R3. 4. 1	㈱三井住友	45,443,469	当局の出納取扱金融機関であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0104)
交通局財務会計システム 保守業務	R3. 4. 1	㈱日立システムズ	3,036,000	左記業者は、現在導入されている財務会計システム (ADWORLD) の製作会社であり、修正作業は他業者にはできないため。また、現在のシステム運用と局独自システムの開発を行っており、技術的にも当業務に精通しており信頼できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0106)
神戸市営交通事業の経営 に関する助言等業務	R3. 4. 1 R3. 7. 1変更	一般社団法人シ ステム科学研究 所	14,990,800	令和2年度に本業務に関して公募型プロポーザルにより業者選定しており、令和3年度の業務は前年度の分析内容等を踏まえ、より具体的な検討を行うもので、上記業務と連続性・継続性を有するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0107)
駅ネットワークの監視装 置更新業務	R3. 7. 2	日本電気㈱神戸 支社	12,028,500	当該ネットワークは、日本電気(株)が独自に開発・設計した機器を用いて構成している。本業務は、このシステムにかかる機器更新を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。 そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
交通利用データ共用シス テム保守業務	R3. 4. 1	㈱日立製作所神 戸支店	4,278,133	交通利用データ共用システムは、地下鉄・市バスの利用データを長期保存し、保存したデータを自由に分析出来るよう、株式会社日立製作所に委託しシステム化したものである。運用管理にあたり、当該システムのハードウェア及びソフトウェアの障害・運用上のトラブルに対して迅速かつ適切に対応でき、保守運用サポート体制を構築可能なのは、当該システム開発元の同社以外には出来ない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0126)
地下鉄におけるポイント システムの検討業務	R3. 7. 15	アイテック阪急 阪神㈱	11,000,000	本システムの構築はスルッとKANSAIのセキュリティ要件等を満たす必要がある。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
「三宮周辺におけるIC110円運賃エリア」導入に伴うバス料金箱システム改修業務	R3. 7. 9	㈱小田原機器関西営業所	41, 800, 000	本件は、「三宮周辺におけるIC110円運賃エリア」導入に伴うバス料金箱システム改修を行うものである。本システムは株式会社小田原機器が独自に開発したものであり、その改修は開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0126)
ポイント管理サーバスistem運用保守業務	R3. 7. 1	㈱小田原機器関西営業所	12, 870, 000	本システムは、ポイントサービスにおいて、ポイント使用などのポイントの管理を行うシステムであり、小田原機器の開発である車載機と一体的に開発したシステムである。本業務は、このシステムの運用等を実施するものであるため、システムの開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0128)
自動定期券発行機新硬貨対応改修業務	R3. 6. 1	東芝インフラシステムズ㈱関西支社	20, 350, 000	当該機器は、東芝インフラシステムズ(株)が独自に開発・設計した機器を用いて構成している。本業務は、このシステムにかかるプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
ポイント計算サーバスistem運用保守業務	R3. 4. 1	アイテック阪急阪神㈱	14, 520, 000	本システムは、ポイントサービスにおいて付与するポイントを計算するシステムである。このシステムは、現在アイテック阪急阪神が提供しているホスティングサービスを用い、当局の独自仕様のプログラムを同社で開発・展開させたもので構成されている。本業務は、このシステムの運用等を実施するものであるため、ホスティング並びにソフトの開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0128)
バスポイントサービスに伴う車載機の改修	R3. 4. 26	株小田原機器関西営業所	8, 470, 000	本業務は、ポイントサービスにおいてポイント使用などを行う車載機の改修を行うものである。車載機は株式会社小田原機器が独自に開発したものであり、その改修は開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0128)
係員定期発行機及び自動定期券発行機改修業務	R3. 6. 10	東芝インフラシステムズ㈱関西支社	62, 700, 000	係員定期券発行機及び自動定期券発行機は東芝インフラシステムズ株式会社が独自に開発・設計したものである。本業務は、これらの機器に磁気定期券廃止に係る機能を追加するものであるため開発元である同社以外に業務を遂行することができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ICOCA統括管理装置運用保守業務	R3. 4. 1	(株)JR西日本テクシア	9, 987, 120	統括管理装置は、駅務機器からICOCAセンタにデータを送信するために使用するシステムで、株式会社JR西日本テクシアによるホスティングサービスを導入してシステム化しており、この装置の運用等は、JR西日本テクシア以外にできない。そのため、本業務の委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
収入統計管理システム保守運用業務	R3. 4. 1	(株)日立システムズ関西支社	8, 889, 936	収入統計管理システムは、地下鉄・市バスの利用データを長期間保存し、保存したデータを自由に分析できるよう、(株)日立システムズが独自に開発したものであり、当該システムの保守にあたっては、システムを熟知している必要があることから、当該システムを構築した(株)日立システムズ関西支社以外では実施出来ない。このため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
自動定期券発行機クレジット決済システム保守業務	R3. 4. 1	アイテック阪急阪神(株)	8, 230, 200	自動定期券発行機におけるクレジット決済システムは、各駅自動定期券発行機からクレジット会社へ決済情報を送信するためのシステムである。 本システム並びにその取扱いデータの重要度から、本システムの故障は大きな社会的影響を与えることになる。そのため、本システムの保守には、安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にする高度な技術が必要である。この技術を所有しているのは、本システムを構築したアイテック阪急阪神株式会社以外にはない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
交通局ネットワークシステム保守業務	R3. 4. 1	日本電気(株)神戸支社	10, 737, 652	交通局ネットワークシステムは、駅・バス営業所及び定期券発売所から、局内の後方系サーバに、またPitapa・ICOCAシステムの一部として各システムのセンタに交通利用データを送信するためのシステムである。 本システム並びにその取扱いデータの重要度から、本システムの故障は大きな社会的影響を与えることになる。そのため、本システムの保守には、安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にする高度な技術が必要である。この技術を所有しているのは、本システムを構築した日本電気株式会社以外にはない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
共用社局サーバシステム運用保守業務	R3. 4. 1	アイテック阪急阪神(株)	47,566,200	社局サーバシステムは、アイテック阪急阪神株式会社によるホスティングサービスを導入しシステム化しており、このシステムの運用等は、アイテック阪急阪神株式会社以外にできない。そのため、委託先として同社を選定する。 なお、本システムは経費削減のため、神戸4社局で共用しており、委託費を神戸4社局で分担し、分担金については、他社局から事務費を上乗せして徴収している。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
定期券発行サーバシステム運用保守業務	R3. 4. 1	アイテック阪急阪神(株)	3,421,000	定発サーバシステムは、定期券の発売データ等を管理する機器である。このシステムは、現在アイテック阪急阪神が各社局に提供している定発サーバのホスティングサービスを用い、当局の独自仕様のプログラムを同社で開発・展開させたもので構成されている。本業務は、このシステムの運用等を実施するものであるため、ホスティング並びにソフトの開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0128)
券売機新硬貨対応改修業務	R3. 8. 23	日本信号(株)大阪支社	15,510,000	当該機器は、日本信号(株)が独自に開発・設計した機器である。本業務は、この機器の改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
委託営業所金庫解錠機新設に伴うネットワーク改修業務	R3. 8. 3	日本電気(株)神戸支社	4,290,000	本業務は、中央南営業所および清水ヶ丘営業所へネットワーク機器を新設し、またそれに伴う交通局ネットワークシステムへの接続を行うものである。交通局ネットワークシステムは日本電気株式会社が独自に開発したものであり、その設定変更は開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0126)
ポイントシステムに伴う交通利用データ共用システム改修業務	R3. 8. 23	(株)日立製作所神戸支店	1,716,000	交通利用データ共用システムは、(株)日立製作所が当局向けに独自にシステム設計、開発したものである。本業務は、当該システムのプログラム改修を実施するものであるため、その改修は開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0128)
営業所勤務管理システム保守業務	R3. 4. 1	NECネクサソリューションズ(株)	2,469,720	左記業者は、現行システムを開発した日本電気(株)の100%子会社で、平成30年4月1日より、当該システムにかかる全業務の移管を受けている。また、当該業務は開発業者の専門的かつ技術的な知識を要するものであり、他業者では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	職員課 (TEL: 984-0113)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
職員定期健康診断業務 (人間ドック受診者)	R3. 4. 1	神戸市職員共済組合	2, 439, 000	①当委託業務は、職員の健康管理のため法令等において事業者に対して実施が義務付けられている事業であり、医師による診断等、専門的情報、知識、技術の活用が要求され、交通局の有する知識、技術だけでは、目的を達成できないため。 ②当人間ドックの検診の中に、職員定期健康診断の検診項目が含まれており、検査項目の漏れがなく健康診断が実施できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	職員課 (TEL: 984-0111)
乗車券及びカード発売、忘れ物取扱所運営等業務	R3. 4. 1	神戸交通振興(株)	¥108, 854, 000	左記事業者は本業務に関し約40年の豊富な経験と実績を有し、これらのノウハウに長けた経験豊かな人材を確保しており、この規模の精算・販売処理を含む定期券発売業務等を効率的かつ円滑に行うことができるのは、他にはない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
阪神御影定期券発売所における定期券発売等業務	R3. 4. 1	(株)阪神ステーションネット	¥8, 090, 000	阪神電鉄の直通特急停車駅であり、市バス8路線が集中する交通の要衝である御影地域において唯一定期券発売業務を行っているのが左記事業者である。阪神御影駅において阪神電鉄・阪神バスの乗車券を発売する等、東部地域における交通事業体系も熟知しており、また、平成25年7月より本市乗合自動車の普通区定期券発売業務等を行い、本市の料金や路線等、本業務に関する知識・経験も蓄積されていることから、本市の定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
神戸電鉄湊川定期券発売所における定期券の発売等業務	R3. 4. 1	神戸電鉄(株)	¥8, 874, 352	本市高速鉄道と神戸電鉄の経由地であり、市バス8路線が集中する交通の要衝である湊川地域において、唯一定期券発売所を設置しているのが左記事業者である。当該地域の交通事業体系を熟知しており、本市の料金や路線等に関する知識・経験も豊富であるため、適正に業務遂行する能力があり、本市の定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
西神中央駅定期券発売所における定期券及びカード発売等業務	R3. 4. 1	神姫バス(株)	¥15, 267, 000	本市高速鉄道の起終点駅があり、市バス5路線に加えて神姫バスも多数運行されている西神中央地域において、左記事業者は長年バス運行事業を実施し、同地域の交通事業体系を熟知している。また、本市の料金や路線等、本業務に関する知識と経験の蓄積がなされており、本地域において定期券等発売業務を効率的かつ適切に遂行する能力があると認められる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ポイントサービス事務局の業務	R3. 4. 1	神戸交通振興(株)	¥13, 474, 428	同社は定期券発売業務の受託実績があることから、市バスの料金体系・路線の知識があり、お客様との問い合わせ対応がスムーズに行え、また、端末のシステム入力処理を円滑に行えることが期待できる。併せて、神戸駅前定期券発売所内の空きスペースの活用が図れる。さらに、今後の展開として、本業務も含め、定期券発売業務やお客様サービス窓口などサービス拠点の集約・統廃合の検討を進めるためにも、本業務は同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
定期券発売所におけるクレジットカード決済業務 (JCB, AMEX, Dinersブランド取扱)	R3. 4. 1	(株)ジェーシービー	¥9, 848, 000	JCB, AMEX, Diners の3ブランドについて、クレジットカード決済を包括的に取り扱うことができるのは、本事業者のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
定期券発売所におけるクレジットカード決済業務 (VISA, Master Cardブランド取扱)	R3. 4. 1	トヨタファイナンス(株)	¥4, 998, 000	本事業者とは平成23年度に見積り合わせを行い、以降、手数料率も変わらず業務履行状況が良好であったことから特命随意契約を締結してきた。令和2年度途中で手数料率が上がったことから、令和3年度は事業者の見直しを行う予定であるが、事業者が変更となる場合は端末等の入れ替えに伴うトラブルが生じる可能性があり、繁忙期である4月を避けるため、令和3年5月31日までの2ヵ月までの契約期間として、同事業者を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
谷上駅定期券発売所における定期券発売等業務	R3. 8. 1	神戸電鉄(株)	¥12, 986, 000	谷上駅は本市高速鉄道と神戸電鉄の経由地であることから、左記事業者は当該地域の交通事業体系を熟知しており、本市の料金や路線等に関する知識・経験も豊富であるため、適正に業務遂行する能力があり、当該定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
自動料金精算業務	R3. 4. 1	(株)三井住友銀行	31, 802, 100	左記業者は、料金取扱業務に関する多くの実績及び人員を有しており、また当局の総括出納取扱機関であることから、精算後速やかにかつ効率的に公金化できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0124)
神戸市交通局グッズ「鉄道コレクション」の製作業務	R3. 4. 1	(株)トミーテック	18, 150, 000	オリジナル企画商品であり、同社以外では製作が不可能であり、過去に鉄道コレクション(1000形・6000形)を製作した実績を有し、その技術においても信頼ができるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0129)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市バス情報提供システム保守管理業務 【変更契約】	R3. 9. 30 変更	㈱社会システム 総合研究所	1, 870, 000	左記業者は、神戸市バス情報提供システムの基幹システムの開発者であると共に、整備業務を行っており、その際、バス情報を配信するためのプログラミングやシステム、機器の不具合・故障等を即時に通知するシステム等、独自の高度な専門知識や技術を有しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0129)
集中エンコーダー機器改修業務	R3. 9. 28	日本信号㈱大阪支社	4, 840, 000	当該機器は、日本信号(株)が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器の改修を実施するため、開発元である同社以外には実施出来ない。そのため、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 984-0129)
Uライン三宮ビル総合管理業務	R3. 4. 1	双日ライフワン ㈱	3, 670, 000	当業務は専門的知識や技術、豊富な実績によるきめ細やかな現場対応が求められるが、当局にはノウハウがないため、平成30年度に見積もり合わせを行い、本事業者にて委託した。令和2年度の業務履行状況も良好であり、引き続き委託先として最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 959-6044)
西神中央駅百貨店ビルリニューアルに伴う整備事業	R3. 8. 13	双日ライフワン ㈱	1, 093, 484, 810	当該事業者は当該ビルのリニューアル後の運営者である双日株式会社の子会社であり、リニューアル工事の実施者である。同時期に建物所有者として当局が実施すべき整備業務について、民間事業者の技術やノウハウを活かして、工事期間の短縮、財政負担の縮減、効率化を図ることが出来る唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業推進課 (TEL: 959-6044)
ドライブレコーダー更新業務	R3. 4. 1	㈱レゾナントシステムズ	23, 228, 370	左記業者は、平成20年度より設置している同社製ドライブレコーダー1000モデル2000モデルの老朽化に伴い、レコーダー本体を5100モデルに更新し、車外カメラを解像度の高いフルハイビジョンカメラに変更することに加え、右車外カメラ及び車内後部カメラを新設する。その際、既存カメラ(室内前方、左車外、既存カメラ)及びケーブル類は再利用するため、同業他社製品では再利用が不可であることに加え、上記を同業他社製品に交換する場合高額となるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・7号に該当に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0152)
KOBE乗継検索サービスの維持管理業務	R3. 4. 1	ジョルダン㈱	1, 056, 000	現在、導入しているKOBE乗継検索サービスの維持管理は、制作業者にしかできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
バスロケーションシステム及び無線通信システムの維持管理業務	R3. 4. 1	㈱センプルデータコム PCIソリューションズ㈱	10, 937, 124	現在、導入しているバスロケーションシステム及び無線通信システムの維持管理は、制作業者にしかできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
魚崎営業所業務委託	R3. 4. 1	神戸交通振興(株)	735, 775, 700	平成28年度の提案競技を経て、平成29年度から令和3年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和3年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
中央南営業所業務委託	R3. 4. 1	神姫バス(株)	314, 630, 800	平成30年2月から4月の提案競技を経て、平成30年8月から令和5年3月までの4年8月間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和3年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
松原営業所業務委託	R3. 4. 1	阪急バス(株)	1, 746, 194, 120	平成28年度の提案競技を経て、平成29年度から令和3年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和3年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
落合営業所業務委託	R3. 4. 1	神姫バス(株)	1, 380, 266, 800	平成28年度の提案競技を経て、平成29年度から令和3年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和3年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
西神営業所業務委託	R3. 4. 1	神姫バス(株)	431, 934, 800	平成28年度の提案競技を経て、平成29年度から令和3年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和3年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
清水が丘営業所業務委託	R3. 4. 1	山陽バス(株)	228, 700, 626	令和2年度の提案競技を経て、令和2年度から令和6年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和3年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
バスダイヤシステム保守業務	R3. 4. 1	(株)シグザム	4, 158, 000	左記業者は当該バスダイヤシステムのうち、マスター情報関連、画面表示・帳票出力等の部分を開発し当局に納入しており、本業務に必要な技術や知識を有する唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0147)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
①市バス音声合成放送装置への放送音源データの音録・音源製作業務 ②市バス音声合成放送装置への放送音源データの登録・編集作業用原稿作成業務	R3. 4. 1	㈱ケイエムアドシステム	3,600,000	系統・路線に基づいて製作する約700種のデータの内容は、業務案内放送等で構成されている。その構成要素となる、バス停区間の所要時分・路線状況等を熟知している。また、既存のデータに収録されている同一アナウンサーを保有しており、アナウンス内容の変更に際して、データの一部修正だけで対応できるため、最も経済的に業務を履行できる。さらに、多数の公共交通及び民間バス事業者との取引実績があり、全国レベルで事業を行っているうえ、これまでの実績からも信頼性が非常に高い。また、地元で代替えを担える企業もない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0147)
事業用自動車及び公用車等点検整備業務	R3. 4. 1	神戸交通振興㈱	232,920,000	左記業者は、長年にわたり神戸市バス整備業務を担当し、また、技術の継承がなされていることにより、市バス整備に関する専門的な技術・知識を有しており、整備業務について信頼性が高く、効率的な整備が可能である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス車両課 (TEL: 992-3333)
新500円硬貨に対応する車載機改修業務にかかわる委託契約	R3. 6. 30	株式会社小田原機器	59,834,500	当局の小田原機器製の車載機改修業務には、製造メーカー独自の専門的知識が必要であり、他社はその知識を有しておらず、競争入札に適さないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス車両課 (TEL: 992-3333)
北神線の運営業務	R3. 4. 1	神戸電鉄㈱	842,879,950	令和2年6月1日付の北神線市営化まで、北神急行(株)において運転等の北神線運営業務に従事していた職員は、現在は第1種鉄道事業者である神戸電鉄(株)に移管されており、当該事業者は当該業務を適正に遂行する能力を持つ唯一の事業者であるため。 (地方公営企業法第21条の14第1項2号に該当)	地下鉄運輸サービス課 (TEL: 984-0162)
新神戸駅デジタルサイネージ維持管理業務	R3. 4. 1	オムロンフィールドエンジニアリング㈱	1,632,840	デジタルサイネージに必要なサーバーおよびソフトウェアの維持管理については、システムを構築した納入業者にしか行うことができず、製造責任者の点からも納入業者以外には行えないため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当)	施設課 (TEL: 984-0173)
神戸市高速鉄道緊急地震速報配信業務	R3. 4. 1	アイテック阪急阪神㈱	1,073,820	緊急地震速報受信システムは、配信事業者側に設置される配信サーバと受信者側に設置される受信機器によって構成されるが、当局が所有する受信機器は、左記業者が製作・納入したものであり、左記業者が配信した緊急地震速報しか受信することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	電気システム課 (TEL: 791-9729)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西神車庫車両故障等対応業務	R3. 4. 1	川重車両テクノ株式会社	34,980,000	委託先は、当局が所有する鉄道車両の設計製造を担当した川崎重工業(株)の車両の保守や修理を請け負う子会社であり、専門の技術スタッフを有することから、川重車両テクノ(株)以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	地下鉄車両課 (TEL: 793-1306)
乗務区OAシステムの勤務管理(出退勤管理システム)に関するソフトウェア修正業務	R3. 9. 9	協和テクノロジーズ(株)	1,931,600	左記業者は、現在導入されている乗務区OAシステムのソフトウェアを設計・製作しており、他業者では、左記業者独自のデータ形式に適合するソフトウェアを製作することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	運転統括所 (TEL: 791-1465)
自動出札関係装置保守業務	R3. 4. 1	日本信号(株) 大阪支社	¥61,116,000	受託人は保守対象である各機器の設計・製作を行った業者であり、各機器の交換用部品の調達、ソフト不具合時の対応を行えるのはこの受託人のみである。また保守にあたって必要となる機器の調整基準についても、メーカー独自のものであることから、本業務を履行できるのは受託人のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
窓口処理機等保守業務	R3. 4. 1	東芝自動機器システムサービス(株)	¥11,318,670	窓口処理機、改札機監視盤、システム監視盤はいずれも東芝インフラシステムズ株式会社製であり、これらの機器の保守については当該機器の保守マニュアルを開示されている東芝インフラシステムズ株式会社の系列会社である同社しか履行できない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
駅集計機保守業務	R3. 4. 1	オムロンフィールドエンジニアリング(株)	¥3,663,000	保守対象機器である駅集計機はいずれもオムロンソーシアルソリューションズ(株)製であり、この機器の保守については当該機器の保守マニュアルを開示されているオムロンソーシアルソリューションズ(株)の系列保守会社である同社しか履行できない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
駅間ネットワーク 保守業務	R3. 4. 1	協和テクノロジーズ(株)	¥7,524,000	相手方は当初の駅間ネットワーク整備業務やその後の一部更新業務の受託業者で、ネットワーク装置及び各種端末の整備を行った業者である。 よって、定期点検の実施や、障害時に原因の切り分けを行い復旧対応ができるのはこの相手方以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
自動改札装置保守業務	R3. 4. 1	東芝自動機器システムサービス(株)	¥46,610,960	保守対象機器の保守業務が、当該機器の保守マニュアルを開示されている東芝インフラシステムズ(株)の系列保守会社しか履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市高速鉄道西神・山手線駅業務	R3. 4. 1	神戸交通振興(株)	¥456,077,600	現在、西神・山手線は交通振興委託駅9駅のほか、直営駅7駅で構成されており、退職者の増加、西神・山手線全駅でのホームドア設置にあわせたワンマン運転化に向けての職員配置計画、及び北神急行電鉄(株)市営化に伴い委託駅数を変更するなど、職員駅の増減について不確定要素が多く、委託駅数を固定した長期契約が出来ず、単年度ごと委託駅数の増減に柔軟に対応できるのが同社以外ないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)